令和６年度第1回不要パソコン売払い契約に係る質疑回答

令和6年10月8日
高知県デジタル政策課

番号	質疑	回答
1	仕様書（２）①について、データ削除が行われているかどうかを確認するのではなく、引取後、弊社の責任において再度データ削除をし証明書を提出する形でも問題ないでしょうか。 ソフト消去及び物理破壊（破壊画像付き）	データ削除が行われているかどうかの確認は必ず行ってください。 当該仕様の趣旨は、庁舎内でデータ消去が完了していない端末が外部へ流出することを防止するためのものです。 そのため、貴社の責任において再度データを削除する場合であっても、OSが立ち上がらない等、明らかにデータが残っているものでないことを確認した上で実施することをしてください。